付表1に関する注釈

1　会計法の適用を受ける機関には、国家行政組織法及び内閣府設置法に定める全ての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

2　この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

付表2　地方政府の機関

		基準額
1	北海道	二十万特別引出権
2	青森県	物品
3	岩手県	建設サービス
4	宮城県	この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
5	秋田県	千五百万特別引出権
6	山形県	
7	福島県	
8	茨城県	
9	栃木県	
10	群馬県	
11	埼玉県	
12	千葉県	
13	東京都	
14	神奈川県	
15	新潟県	
16	富山県	
17	石川県	
18	福井県	
19	山梨県	
20	長野県	
21	岐阜県	
22	静岡県	
23	愛知県	
24	三重県	
25	滋賀県	
26	京都府	
27	大阪府	
28	兵庫県	
29	奈良県	
30	和歌山県	
31	鳥取県	
32	島根県	
33	岡山県	
34	広島県	
35	山口県	
36	徳島県	
37	香川県	
38	愛媛県	
39	高知県	
40	福岡県	
41	佐賀県	
42	長崎県	
43	熊本県	
44	大分県	
45	宮崎県	
46	鹿児島県	
47	沖縄県	
48	大阪市	百五十万特別引出権
49	名古屋市	
50	京都市	
51	横浜市	
52	神戸市	
53	北九州市	
54	札幌市	
55	川崎市	
56	福岡市	
57	広島市	
58	仙台市	
59	千葉市	
60	さいたま市	
61	静岡市	
62	堺市	
63	新潟市	
64	浜松市	
65	岡山市	
66	相模原市	

付表2に関する注釈

1　地方自治法の適用を受ける都道府県及び指定都市には、地方自治法に定めるこれらの全ての知事又は市長、委員会及びその他の機関の内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。

2　この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

3　この協定は、機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この3の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。

4　運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

5　発電、送電又は配電に関連する調達は、含まない。